早瀬川水系河川整備基本方針について

河川整備基本方針は、河川法第 16 条第 1 項の規定に基づき、計画高水流量その他当該河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針に関する事項を定めたものです。

[基本方針 記載概要]

1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

早瀬川水系は、若狭町に位置する三十三間山に源を発し、鰣川と高瀬川を合わせ三方湖に流入し、水月湖、浦見川を経て、さらに久々子湖を経て早瀬川となって日本海に注ぐ流域面積93.97km²の二級水系です。

早瀬川や浦見川が狭窄部であるため、大雨が降れば、久々子湖や水月湖、菅湖、三方湖の水 位が上昇し、湖周辺で浸水被害が発生しています。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

河川改修の現状、水害の発生状況、河川の利用状況、流域の文化ならびに河川環境の保全を 考慮し、水源から河口まで一貫した計画のもと、河川の総合的な保全と利用を図っていきます。

ア 災害の発生の防止または軽減

洪水による災害発生の防止または軽減対策としては、計画規模の洪水に対し河道において安全に洪水を流下させるよう、抜本的な治水対策を進めるものとします。

イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するため、 利水者や地域住民などの関係者と連携して適正な水管理に努めます。

ウ 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、早瀬川水系と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、良好な河川環境や多様な動植物が生息・生育・繁殖する基盤となる自然環境を保全・再生し、次世代に引き継ぐよう努めます。

2 河川整備の基本となるべき事項

主要な地点における計画高水流量等に関する事項

計画高水流量は、鰣川の鳥浜地点において 405m³/s とします。

水月湖の計画高水位は、T.P.+1.10m とします。

